

浜長保険センター安全だより

令和4年4月25日

浜長保険センター 第65号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571

4月

春らしく穏やかな気候に心とむ季節となりましたが、コロナ渦中で落ち着いた日々が続いております。若草の緑まぶしい好季節の中、ゴールデンウィークが近づいてきました。ご予約はいかがでしょうか？
ますますのご活躍を心よりお祈りいたします。



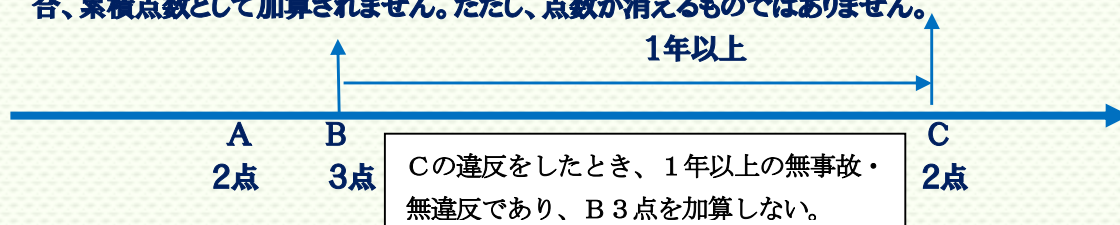
現在、運転免許保有者は、全国約8、200万人、兵庫県の約342万人で、兵庫県では16歳以上の人口に占める免許保有率は約70%、正に国民皆免許の状況にあります。このうち、65歳以上の免許保有率は50%弱であり、高齢ドライバーの運転操作ミス等の交通事故がときどき報道されています。
交通違反や交通事故を起こしたとき、公安委員会による免許の停止、取消しなどの行政処分があります。安全運転のため免許制度と点数制度について少し説明します。

問 運転免許の持ち点数は、15点で3年以内に違反の都度、減点されて0になれば、取消しになるのか？
反対に加算されて15点に達したとき取消しになるのか？

答 点数制度は、累積(加算)方式で減点方式ではありません。前歴がない場合、6~8点 停止30日、9~11点 停止60日、12~14点 90日、過去1年以内の累積点数が15点以上になると取消しです。この場合、前歴1、前歴2と前歴の回数が増えると少ない点数で停止、取消しになります。

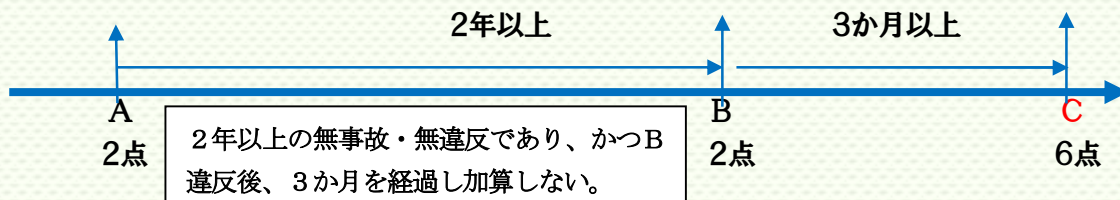
問 行政処分の累積点数は、3年以内に計算することが理解できたが、加算されない特例はないのか？

答 特例は様々ありますが、その一部を紹介します。違反をした日から1年以上、無事故、無違反であった場合、累積点数として加算されません。ただし、点数が消えるものではありません。



問 ほかに加算されない特例は、あるのか？

答 違反A2点をした後、通算して2年以上経過し、その後、違反B2点をしたが、更に無事故、無違反で3か月以上が経過した場合の特例、軽微な違反(2点又は3点)は、加算されず行為C6点のみとなる。



問 1年間無事故・無違反、又は2年間、無事故・無違反で経過した場合、その後に違反しても、前の違反点数が加算されないというのは、前の違反点数がリセットされ、ゼロになるのか？

答 点数制度上、前の違反点数と次の違反点数が加算されず、また、過去に行政処分があっても、行政処分歴がなかったこととして、計算する特例であり、特例に合致した場合、違反点数が加算されないだけで、違反点数は、記録されて残ります。

70歳未満の方が5年間の内に1点でも違反すれば、優良運転者として有効期間5年間に該当しません。

